

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、別に定める様式による二級・木造建築士登録申請書（以下「登録申請書」という。）に<u>戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄本等」という。）及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）</u>を添えて、法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(登録事項の変更及び免許証明書の書換え交付)</p> <p>第6条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、別に定める様式による二級・木造建築士登録事項変更届に<u>戸籍謄本等</u>を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。この場合において、免許証明書に記載された事項に変更を生じたときは、併せて、免許証明書の書換え交付の申請をしなければならない。</p> <p>2 前項後段又は法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定による免許証明書の書換え交付の申請は、免許用写真を貼り付けた別に定める様式による二級・木造建築士免許証明書書換え交付申請書に、免許証明書、<u>戸籍謄本等</u>及び当該免許用写真と同じ写真を添えて、指定登録機関に提出することにより行わなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(免許証明書の再交付の申請及び返納)</p> <p>第7条 二級建築士又は木造建築士は、免許証明書を汚損し、又は紛失した場合においては、遅滞なく、免許用写真を<u>はり付けた別に定める様式による二級・木造建築士免許証明書再交付申請書に戸籍謄本等</u>及び当該免許用写真と同じ写真を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第3条 法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、別に定める様式による二級・木造建築士登録申請書（以下「登録申請書」という。）に<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>を添えて、法第10条の20第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(登録事項の変更及び免許証明書の書換え交付)</p> <p>第6条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、別に定める様式による二級・木造建築士登録事項変更届に<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。この場合において、免許証明書に記載された事項に変更を生じたときは、併せて、免許証明書の書換え交付の申請をしなければならない。</p> <p>2 前項後段又は法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定による免許証明書の書換え交付の申請は、免許用写真を貼り付けた別に定める様式による二級・木造建築士免許証明書書換え交付申請書に、免許証明書、<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>及び当該免許用写真と同じ写真を添えて、指定登録機関に提出することにより行わなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(免許証明書の再交付の申請及び返納)</p> <p>第7条 二級建築士又は木造建築士は、免許証明書を汚損し、又は紛失した場合においては、遅滞なく、免許用写真を<u>貼り付けた別に定める様式による二級・木造建築士免許証明書再交付申請書に本籍の記載のある住民票の写し</u>及び当該免許用写真と同じ写真を添えて、指定登録機関に提出しなければならない。</p>

2・3 [略]

(免許取消しの申請、免許証明書の返納等)

第8条 [略]

2 法第8条の2の規定による死亡等の届出は、別に定める様式による二級・木造建築士死亡等届に免許証明書を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

3 [略]

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証明書を指定登録機関に返納しなければならない。

(免許の取消し等の処分のお知らせ)

第12条の10 知事は、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期限を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知する。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

(免許取消しの申請、免許証明書の返納等)

第8条 [略]

2 法第8条の2の規定による死亡等の届出は、別に定める様式による二級・木造建築士死亡等届に免許証明書(同条第3号に該当する場合にあっては、免許証明書及び病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書)を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

3 [略]

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。）若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は当該木造建築士（法第9条第2項の規定に基づき免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは当該木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証明書を指定登録機関に返納しなければならない。

(免許の取消し等の処分のお知らせ)

第12条の10 知事は、法第9条第1項若しくは第2項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期限を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知する。

(1)～(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。